

核燃料税

核燃料税は、本県が総務大臣の同意を得て、独自に課税している法定外普通税です。原子力発電所の立地に伴い、避難用道路の整備などの安全・防災対策が必要となることから（※）、平成4年10月に創設し、以降5年ごとに更新しています。

現在の条例は、令和4年10月から令和9年10月までの5年間の課税を行うこととなっています。

【納める人】

発電用原子炉の設置者

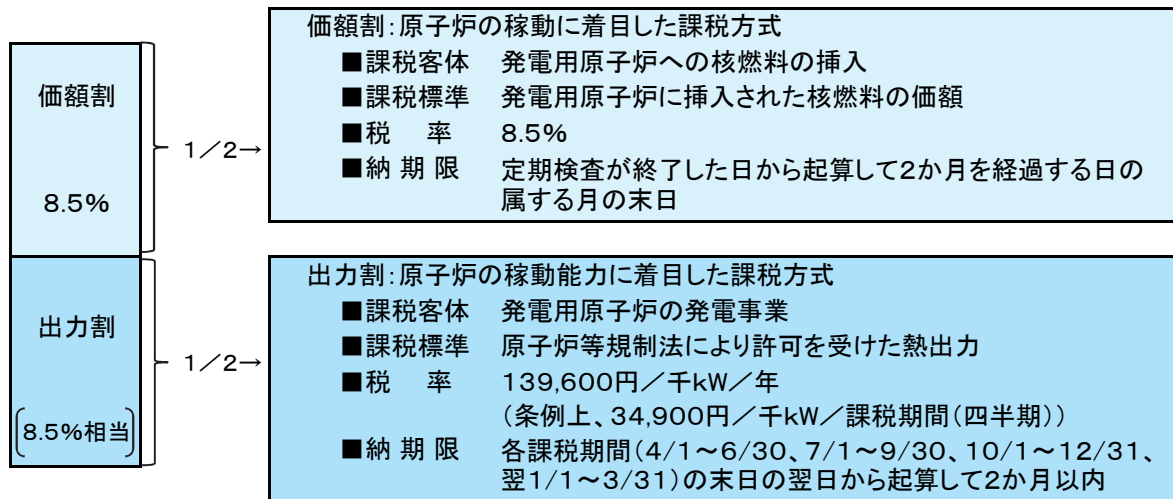
【納める額】

- (1) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- (2) 出力割 1課税期間(3か月)につき、千キロワットあたり34,900円

【申告と納税】

- (1) 価額割 原子炉に挿入された核燃料について、定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までに申告し、納付します。
- (2) 出力割 4月から6月、7月から9月、10月から12月及び翌年1月から3月までの課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内に申告し、納付します。

〈概要イメージ図〉



※ 安全・防災対策等として必要とされる事業には、次のようなものがあります。

区分	主な事業内容
原子力安全対策	原子力防災対策等
生活環境安全対策	放射線監視対策、志賀原子力発電所環境保全対策等
民生安定対策	道路建設、河川改良、港湾改良、砂防地すべり対策、漁港整備等
生業安定対策	水産総合センター志賀事業所管理運営等